

もりの声

佐久の森林と林業
2023年5月発行 No.37



WOOD CHANGE



目次

(第4期) 長野県森林づくり県民税	2
脱炭素社会に向けて森林が担うこと	4
主伐・再造林でカラマツ林業の再構築を!	5
ウッドチェンジ!	6
スマート林業のアレコレ	7
台風19号災害 復旧しました!	8
お知らせ	9

ウッドチェンジ ～木材利用で脱炭素～

佐久を代表する樹木カラマツ。その材は「おもちゃ」にも利用されています。やさしい手触り・木の香りがするブロック玩具で遊ぶ園児たち。このブロックは、令和4年に佐久市の幼稚園に導入されたもので、カラマツのおがくずに樹脂を混ぜて作られており、長野県森林づくり県民税（森林税）が活用されています。

幼少期から木に親しみ木の良さを感じてもらうことは情操教育として望ましいことです。

木は二酸化炭素の貯金箱。おもちゃに限らず、積極的に木を使う「ウッドチェンジ」は、地球温暖化を防ぐための、身近で手軽にできる対策です。そして、SDGsの取組にも貢献しているのです。

～長野県森林づくり県民税～

信州の豊かな森林をもっと身近に。
そして、未来へつなぐために。



森林税(正式名称:長野県森林づくり県民税)とは

森林は雨水を蓄えてきれいな水を育んだり、土砂崩れを防いだり、二酸化炭素を取り込み地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしを支えており、生活している誰もが森林の恵みを受けています。

長野県ではこの森林の恵みをこの先も受け続けることができるよう、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」として個人の皆様から年間 500 円(法人の場合は均等割額の5%相当額)をご負担いただき、里山の手入れなどを進めています。

令和 5 年度からの「森林税」でとりくむこと

- ①山に木を植えるとともに今ある森林の手入れを進めます
- ②森林の恵みや木のぬくもりをもっと身近に。もっとまちなかに
- ③森林・林業に関わる人材を支え、育てます
- ④市町村と協力し地域の森林・林業の課題を解決

①山に木を植えるとともに今ある森林の手入れを進めます

基本方針: I | 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

🎯主伐・再造林を促進し、若い森林への更新を加速化

⇒育った木を使うとともに CO2 を多く吸収する若い木に植え替えることで、地球温暖化の防止と林業の活性化が期待できます。

🎯防災・減災のため整備が必要な里山の間伐を支援

⇒間伐を行うことで日当たりが良くなり木がよく育ち、災害に強い森林となるため安全・安心に暮らせます。



佐久穂町で行われている主伐・再造林の様子

②森林の恵みや木のぬくもりをもっと身近に。もっとまちなかに

基本方針：Ⅱ | 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

🏠 県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり

⇒誰でも森林の恵みを身近に感じる場所を県内各地につくります。

🏠 広く県民が利用する施設や子供の居場所の木造・木質化等

⇒公共施設や民間の施設を木に変えることで、木のぬくもりや温かさを多くの方に感じていただけます。

🏠 やまほいくのフィールドや学校林の整備等

⇒子供たちが安全に森林の中で遊んだり学んだりする機会を作ります。

🏠 まちなかの緑・街路樹の整備

⇒まちなかでもみどりや木を感じることができます。



地元木材をふんだんに使用した
佐久合同庁舎県民ホール

③森林・林業に関わる人材を支え、育てます

基本方針：Ⅲ | 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

🌿 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援

⇒森林セラピーやエコツアーガイドなど森林を様々なことに利用する団体の皆さんをサポートします。

🌿 多様な林業の担い手の確保・育成

⇒森林・林業に携わる人を確保・育成することで、豊かな森林が保たれます。



高校生を対象とした林業研修

④市町村と協力し地域の森林・林業の課題を解決

基本方針：Ⅳ | 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

🌲 ライフライン等保全対策

🌲 河川沿いの支障木等の伐採

🌲 観光地の景観や緩衝帯整備

🌲 病虫害対策

⇒森林・林業の課題を市町村と協力して解決することで、地域の防災・減災が図られ、観光地の魅力が高まります。



松くい虫被害木の除去

脱炭素社会に向けて森林が担うこと

「長野県ゼロカーボン戦略」をご存じですか？
 県が作成した行動計画では、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を目標に、二酸化炭素（以下CO₂）を含む温室効果ガス量を、2030年度までに6割減、2050年度にはゼロにする数値目標を立てています。



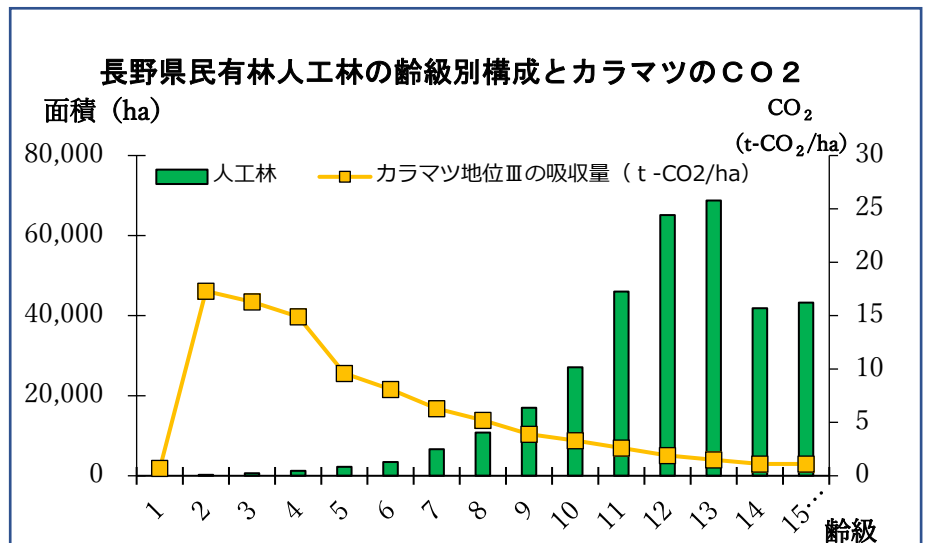
ここで森林に期待されているのは、CO₂の「吸収」と「固定」です。植物は、CO₂と水を吸収し、光合成によって酸素を放出、炭素は植物の栄養となるとともに、体の中に固定されます。これを炭素固定といいます。CO₂を吸収、固定する「森林」は、木の年齢や環境、管理方法等によって、CO₂の吸収量・固定量は変わります。若い木はCO₂の吸収量が多く、年齢の高い木は吸収量が少なくなります。炭素の固定量は材積大きな木の方が多くなります。また、適正な管理（間伐等）を行う事で成長が促され、CO₂の吸収量もアップします。

しかしながら、現在の長野県の森林は、高齢の森林が多く若い森林が少ない「少子高齢化」の状態となっています。（右表）

その対策として、県では、高齢林を伐採し、木材として利用し、CO₂をたくさん吸収する若い森林を増やす「主伐・再造林」を進めています。

また、建物などに利用された木材は、建物などが存在しつづける限り、炭素も固定しつづけること、建物に利用できない、曲がり材や枝葉などは、化石燃料に変わる木質バイオマス燃料として活用が可能であること等から、環境負荷の高いプラスチック製品等から木材製品に変える「ウッドチェンジ」を推進しています。

森林を活用する林業の「切って」「使って」「植えて」「育てる」の循環活動は、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて大切な役割を担っているのです。



主伐・再造林でカラマツ林業の再構築を！

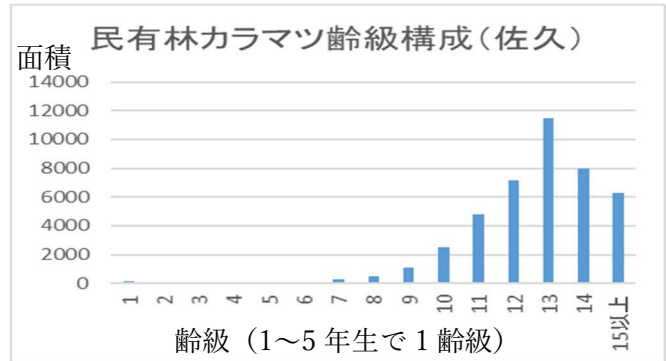
佐久地域のカラマツは、林齢61年生以上の利用期を迎えている森林が6割を占めています。この成熟した森林資源を活用しつつ、**カラマツ林の若返り**を図る時が到来しています。

地域産業として持続可能な林業経営を目指すためには、「切って」「使って」「植えて」「育てる」森林資源の循環を確保することが重要です。

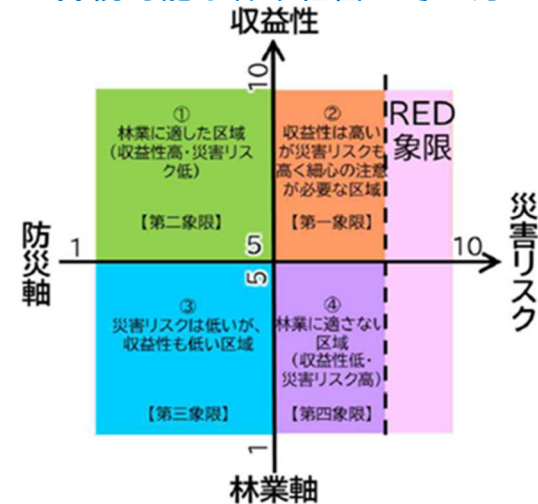
● 「特に効率的な施業が可能な区域」

令和3年度から、市町村森林整備計画書に効率的な林業を行うことが可能な区域が設定されています。

毎年その区域を見直し、持続的にカラマツ林業が可能な区域を更新しています。



● 持続可能な林業経営の考え方



林野庁から提供されたゾーニング支援ツールの「もりぞん」は、「特に効率的な施業が可能な区域」の目安となる位置を図示するものです。

その選定の考え方は、左図のとおり、災害リスクが低く、収益性の高い区域が該当します。

● 主伐・再造林推進ガイドライン

適切な主伐・再造林が図れるよう、県では、ガイドラインを作成しました。

林業経営面、現場条件、災害防止、景観等をチェックし、地域の理解と協力を得た森林整備を目指しましょう。

URL : https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/documents/01_syubatuguideline.pdf

● 森林経営計画による森林整備

森林経営計画は、認定請求者が5か年の森林整備計画を作成し、市町村長が認定するものです。その計画作成者（請求者）は、計画に基づく森林整備について、高額補助を申請することができます。

計画認定要件の一つに、委託契約を締結した森林が、市町村長が定める一定の区域内で30ha以上確保できると認定される「区域計画」があります。是非、活用して持続可能なカラマツ林業のための森林整備を進めましょう。



● 森林づくり県民税による再造林助成

若い森林への更新を加速化するため、一定の条件により実施される、再造林及び3回目までの下刈について、補助率10/10(標準経費)による支援制度が整備されました。

★森林所有者の皆様には、地域産業としての『佐久のカラマツ林業』にご理解をいただき、是非、再造林にご協力をお願いいたします。

ウッドチェンジ！で環境・暮らしにステキな木づかい

①ウッドチェンジってどんなもの？

WOOD  CHANGE TM



- ・身の回りのものを木に変える
 - ・暮らしに国産（県産）の木材を取り入れる
 - ・建物を木造・木質化する
- など、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動・活動のことです。



②もう始まっているウッドチェンジ！

プラスチック等の
材料を代替



ペン立て



マウスパッド・ペンプレート



サイクルラック

コサージュ



積み木



案内看板

エネルギー利用により
化石燃料を代替



ペレット燃料



薪

③ウッドチェンジをしてみよう

成長した木を伐って、木材として利用することは、材料として役立つだけでなく、炭素を長期にわたり貯蔵し続ける役割も有しています。

大きな規模のものから身近なものまで、ウッドチェンジは皆さんのすぐ近くに隠れています。毎日の生活で使うものを木製品に替えてみることからウッドチェンジ始めてみませんか？

長野県でも様々なメニューで皆様の活動を支援いたします。

- [ウッドチェンジ普及促進支援事業](#)
- [ウッドもっとなぐ事業](#)
- [あたりまえに木のある暮らし推進事業（準備中）](#)
- [信州健康ゼロエネ住宅助成金](#)

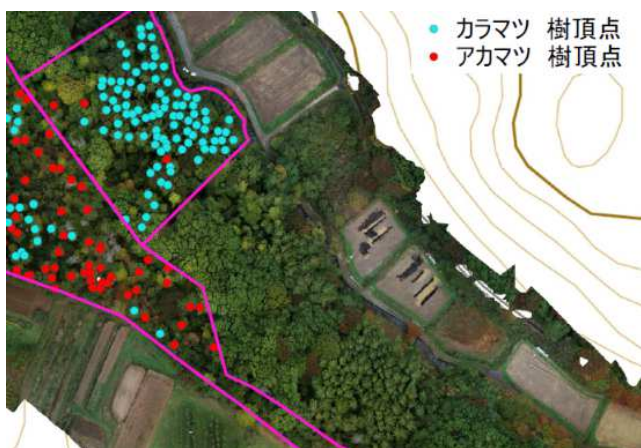
スマート林業のアレコレ

●林業の発展に向けたスマート林業の取り組み

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、生産性や安全性を高める新技術を活用することが重要です。この中で情報通信技術（ICT）等を活用し資源管理や生産管理を行うスマート林業の取り組みを紹介します。

●ICT等を活用した佐久森林組合の管理業務

佐久森林組合では、森林資源の調査や作業員の労務管理にドローンやICTを活用しています。空中写真等の情報を活用した森林資源の調査では、収益や費用の見積りの精度を上げて良い施業提案を行うことが期待できます。また、勤務状況の集計では、技能職員が勤務データをクラウドに直接入力することで事務経費を減らし、工事現場ごとの原価データを職員が共有することで作業内容の分析や改善を図ることに役立てることが期待できます。



20/10/21(水)	2151	C	1.00	①A職員
20/10/22(木)	2151	C	1.00	①A職員
20/10/23(金)	9991	研修	1.00	①A職員
20/10/24(土)		#N/A		①A職員
20/10/25(日)		#N/A		①A職員
20/10/26(月)	2151	C	1.00	①A職員
20/10/27(火)	2151	C	1.00	①A職員
20/10/28(水)	2151	C	1.00	①A職員
20/10/29(木)	2151	C	1.00	①A職員
20/10/30(金)	2013	F	0.50	①A職員
20/10/30(金)	9998	有給	0.50	①A職員

作業員が入力した勤務状況の例

ドローンを使った森林資源の調査

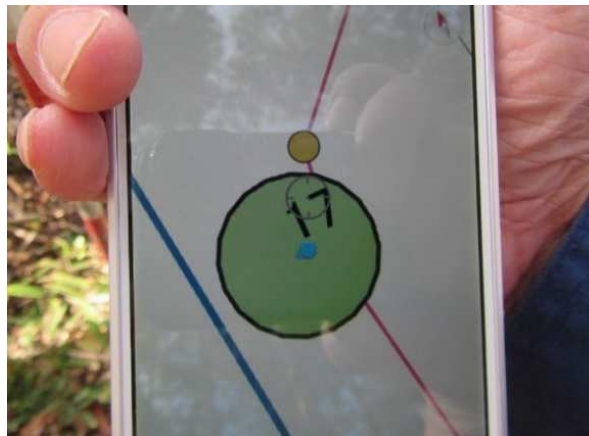
●GNSSの技術を利用した森林整備の調査

GNSS（Global Navigation Satellite System / 全球測位衛星システム）の技術はカーナビ、無人運転、電波時計などいろいろな分野で利用されています。

林務課では森林整備を行った場所の位置確認を行う際にGNSSの利用に取り組んでいます。このやり方は、上空が開けていることなどに十分注意すれば、巻き尺などを使用することなく短時間に位置の確認を行うことができます。



GNSS受信機とスマートフォン



画面に示された現在地（南相木村）

台風 19 号災害 復旧しました！

令和元年 10 月に発生した台風 19 号により、佐久地域では 68 箇所の山地災害、117 箇所の林道施設災害が発生し、被害額はおよそ 25 億円にのぼりました。県では、治山事業および林道施設災害復旧事業（事業主体：市町村）を実施し、復旧を進めてきました。今回は、復旧事業が完了した現場をご紹介します。

豪雨により溪流から大量の土砂が流出し、林道や県道が閉塞され、また保養施設内に土砂等が堆積する被害が発生しました。溪流内には不安定な土砂が堆積し、その後の降雨によって流出する恐れがあることから、土砂移動の防止および溪流の安定を図るため、コンクリート谷止工（治山ダム）を施工しました。



豪雨による土砂流出や流木の発生により、林道の路体が流失し下部の擁壁も洗堀を受けました。そのため、路体や林道施設の復旧および擁壁の保護を目的に、盛土工や緑化工、重力式擁壁の設置等を実施し通行が可能となりました。



お知らせ

●令和5年4月から太陽光発電設備に係る林地開発許可制度が変わります

森林で土や石を掘り出したり、林地以外に転用するなど土地の形質を変える開発行為は、森林の働きが損なわれるおそれがあるため、地域森林計画対象の民有林（国有林以外の森林のこと）において1haを超えて開発する場合、知事の許可が必要となっています。

許可にあたっては、森林の持つ①災害を防ぐ働き、②水源をかん養する働き、③水害を防ぐ働き、④日常生活の環境を守る働きへの影響がないよう、審査しています。

なお、令和5年4月から、太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5haを超えるものは、都道府県知事の許可が必要となりました。

詳しくは、右のパンフレットをご覧ください。

森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わったと聞いたけど、ホント？

ホントです。
令和5年4月より、森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります^{※2}。

林地開発許可制度が変わります!!

- 森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで
開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より
開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります^{※2}。

※1 都道府県知事が定める地域森林計画の対象となっている民有林、国有林、保護施設指定及び海軍管掌区域内の森林を除きます。
※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

- 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

詳しくは都道府県の「林地開発許可業務担当課」まで 連絡先：長野県林務部森林づくり推進課(0267-63-2729) 林野庁

●伐採届出制度の提出書類が増えています

令和4年4月から制度が変更され、伐採計画と造林計画を届け出ることになり、それぞれに実施後の状況報告が必要となりました。また、本人確認や登記簿、隣接者との境界確認証明等の添付書類が増えていますので、ご留意をお願いいたします。詳しくは最寄りの市町村林務担当窓口へお問い合わせください。

●令和6年度に市町村森林整備計画が更新されます

令和5年度は、県の千曲川上流地域森林計画の編成調査に併せ、令和6年4月から令和11年3月までの5カ年の市町村森林整備計画も編成されます。

森林・林業のマスタープランとなるもので、将来の市町村の森林ビジョンを示す計画となり、上記伐採届の適正審査の基準となる計画です。仮に伐採届地が「特に効率的な施業が可能な区域」だとしても、届出者が必ず再造林しなければならない訳ではなく、市町村によっては森林経営管理権を譲っていただき、市町村が再造林するケースもあります。

●森林経営管理制度による意向調査が始まっています

平成31年度から森林経営管理制度がスタートし、各市町村で森林管理権を市町村等へ任せるといふ意向調査が行われています。説明会や説明資料が同封されていますが、ご理解の上、所有されている森林の管理について、ご検討ください。詳しくは最寄りの市町村林務担当窓口へお問い合わせください。

【編集・発行】 長野県佐久地域振興局 林務課
〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久合同庁舎内 電話：0267-63-3154 FAX: 0267-63-3195
URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-rimmu/kannai/kakuka/rinmuka/index.html>
メール: sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp